

民間社会福祉施設振興資金貸付事業

～概要～

- 1 目的
民間社会福祉事業の振興を図るため、民間社会福祉施設に対して、民間社会福祉施設振興資金を貸付けるものです。
- 2 資金種類
民間社会福祉施設振興資金は2種類の資金にわかれています。
 - ・運営資金…民間社会福祉施設の運営に要する資金
 - ・整備資金…民間社会福祉施設の創設・改築・改造・拡張・修理等の整備に要する資金
- 3 貸付の対象
社会福祉法第2条に規定する愛知県内の社会福祉施設であって、国又は地方公共団体が設置する以外の民間社会福祉施設を経営する本会会員で、運営資金又は整備資金を必要とする施設が対象です。
- 4 借入限度額
 - ・運営資金…1施設 300万円以内
 - ・整備資金…1施設 1000万円以内(特別限度額は1200万円)※ただし、借入希望件数の多い場合、年間予算の枠内で調整する場合があります。
- 5 償還期間
 - ・運営資金…貸付契約後、3か月以内に一括償還
 - ・整備資金…貸付契約後、16年以内に分割償還(3か月に1回償還)※整備資金は残高10万円に対し4半期ごとに500円の手数料がかかります。
- 6 連帯保証人
連帯保証人は、借入額に相当する資産を有する者を、運営資金の場合は1人以上、整備資金の場合は2人以上たてるものとします。
- 7 担保
担保物件は、原則として土地及び建物とします。
なお、土地の場合は貸付額の1.5倍以上、建物の場合は貸付額の2倍以上の時価評価額を必要とします。
- 8 審査会の開催予定
原則として運営資金は年2回、整備資金は年4回開催します。
(予定)運営資金 6月・12月
整備資金 6月・9月・12月・3月
- 9 留意点
 - ・事前に関係機関(県・市、共同募金会等)と協議をしてください。
 - ・計画の変更や中止があった場合は、愛知県社協へ連絡してください。
 - ・資金貸付にあたって、資金計画中に国庫補助等がある場合は、補助内示があること、また、福祉医療機構の借入がある場合は、貸付決定があることが条件になります。
 - ・申請する際は、工事着工前に申請書と添付書類を提出してください。
- 10 その他
 - ・申請書類が必要な場合は、愛知県社協施設福祉部までご連絡ください。

民間社会福祉施設振興資金貸付事業 ～手続きの流れ～

借入希望

■借入希望調査の実施

- ・前年度の6～7月に、各市町村・既設社会福祉法人に借入希望の調査を行います。
- ・借入予定のある場合は、計画中で確定でなくとも、必ず希望票を提出してください。
- ・新年度になってから希望を出されても、予算枠の都合上、お応えできない場合があります。
- ・希望調査の結果、借入希望総額が予算枠を上回った場合、調整させていただきます。



■借入の有無の確定、申請書の送付

- ・3月に県社協から借入希望のあった法人宛に、希望の確認と申請書をお送りします。
(予算超過の場合、調整の上、確定した法人にのみお送りします。)
- ・計画の変更・中止となった場合は、県社協へ連絡してください。



借入申請・審査

■借入申請

- ・整備資金の借入申請及び審査は、工事着工前に行います。
- ・申請は、審査会の前月中旬までに、借入申請書を提出してください。
(例)7月に着工する場合
5月中旬までに申請書提出 → 6月審査
- ・資金計画中に、公的補助等が含まれる場合は、事前に関係機関(県・市、共同募金会等)と協議をしてください。
- ・資金計画中に、国庫補助等や福祉医療機構借入がある場合、決定や内示が遅れることがあります。その場合でも国庫補助金等は申請中の内容で書類を作成していただき、必ず本資金の審査会前までに提出してください。(後日、差し替えは可能です。)



■審査会の開催

- ・審査会は、年4回程度開催します。(6月・9月・12月・3月の初旬を予定しています。)
- ・審査までに、不足の書類等をお送りください。



貸付決定

■通常の貸付決定

- ・契約に必要な書類(決定通知に記載の書類)を準備し、送付または持参してください。

■条件付の貸付決定

- ・国庫補助や福祉医療機構貸付、法人認可等が正式決定でない場合、条件付貸付となり、補助金や機構貸付等が正式に決定され、条件にある書類が提出された後に、貸付決定が有効となります。



契約

■契約書の取り交し

- ・県社協にて契約書の取り交しを行います。

■抵当権設定契約の取り交し(担保のある場合)

- ・契約時に担保設定が必要な場合は、抵当権設定契約と、抵当権設定を行ってください。
※法人所有財産の抵当権設定には、法人審査会の承認が必要です。
- ・抵当権設定、登記後、県社協あて抵当完了書類を送付してください。

資金交付

■資金送金

- ・ 資金は、指定の金融機関口座に振り込みます。
- ・ 振込時期は、毎月中旬・月末の2回です。資金必要時期までに契約手続きを済ませてください。



償還

■口座引き落としによる償還

- ・ 契約の3ヶ月後から償還がはじまります。
 - ・ 償還は年4回、各月12日に、指定口座からの引落になります。
- (例)1月に契約 → 4月12日から償還開始

その他

※入札等にあたり、愛知県補助金のある場合、愛知県の『社会福祉施設整備に係る契約事務の基準』の内容をご確認ください。